

事前申込  
不要  
※定員100名

参加費  
無料

## シンポジウム

# セクシュアル・ハラスメントの根絶と 被害者の救済のために — 人権侵害と差別の視点で問い直す —

近時、日本国内においてセクハラが深刻な社会問題として大きくクローズアップされ、国外では被害者を告発する「#ME TOO」運動が広がっています。本シンポジウムは、セクシュアル・ハラスメントがいまだ横行し、被害者が声を上げづらい実情をどうすれば変えられるかという視点で、セクシュアル・ハラスメントが重大な人権侵害であり女性差別であることを明らかにし、その背景や原因を探り、国際的なスタンダードや我が国の法制度、働く女性の実情を踏まえ、被害者救済とセクハラをなくすために何ができ、何が必要なのかを共に考えるために企画したものです。

日時：2018年11月15日（木）午後6時00分～午後8時00分

場所：弁護士会館17階1701会議室

内容：1 基調講演

申 恵 丰氏（青山学院大学法学部教授）

2 アンケート・判例報告

3 パネルディスカッション

### ◆パネリスト

- ・申 恵 丰氏（基調講演者）
- ・林 美子氏（メディアで働く女性ネットワーク代表世話人）
- ・角田 由紀子（両性の平等に関する委員会特別委嘱委員）

### ◇コーディネーター

相原 わかば（両性の平等に関する委員会委員）

### 一時保育の御利用について(要予約)

ご希望の方は、下記の間合せ先に11月6日(火)までに御連絡ください。なお、お預かりするお子様の月齢は、生後6か月以上とさせていただきます。また、健康条件によってはお引き受けいたしかねる場合があります。



◆主催：日本弁護士連合会

共催：東京弁護士会／第一東京弁護士会／第二東京弁護士会

◆問合せ先：日本弁護士連合会 人権部 人権第二課

TEL：03-3580-9968／FAX：03-3580-2896